

## いじめ防止基本方針

浦添市立浦城小学校

### 1 はじめに

いじめは、決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながら、現実的にはどの学校でもどの子どもにも起こり得るもので、全ての児童生徒に関係する問題である。次代を担う子どもの育成を図っていく上で、その生命・身体を守ることはきわめて重要であり、これまで以上に学校や家庭や地域を含めた社会全体が一丸となって、いじめや学校安全等の問題に取り組んでいかなければならない。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実践するようとする。

### 2 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法)

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることを理解し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。たとえば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するようとする。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等対策のための組織」（本校においてはいじめ防止対策委員会）を活用して行うようとする。具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとるようにする。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるための継続的な取組を推進する。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発ができるようにする。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校においては定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守るようにする。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うようにする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するようにする。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図るため、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

4 いじめ防止対策委員会（生徒指導・教育相談等定例会）

全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることができ、全ての児童の健やかな成長を期して、上記の趣旨を踏まえて、本校は生徒指導委員会や人権委員会と連携したいじめ防止対策委員会を設置する。メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、各学年生徒指導部職員、相談員とする。いじめ防止対策委員会は次のような日常的な取組を充実させ、いじめの発見の際には早期の対応ができるようにするため、年間を見通したいじめ防止指導計画を整備する。

- (1) 人権尊重の精神や思いやりの心を育む人権教育や道徳教育を充実させる。
- (2) 学校教育活動全体を通して、温かな人間関係を土台とした学習集団づくりをする。
- (3) 各学級における教育相談活動を定期的実施し、児童が安心して自由に自分のことが話せるような環境づくりをする。
- (4) 定期的にアンケート調査を実施し、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- (5) いじめ発見の際には、生徒指導「問題行動の具体的指導手順」に従って対応する。
- (6) 教頭が外部関係機関との窓口となる。